

環境関連法規講習会(2009年10月19日開催) 「環境関連法規の規制と動向」 ～水質・土壌、廃棄物、大気関連規制法令のポイント～

近年、環境を巡る状況は日々変化しており、最新の情報に基づいて正確に制度を理解しておかなくてはなりません。環境関連法規の要点や最新のトピックスについて、京都府 五十嵐正和 副課長(文化環境部環境管理課)、下村公隆 副課長(同左)、笠原淳史 主査(同部循環型社会推進課)に講演いただいたのでその概要をご紹介します。

「水質・土壌規制法令のポイント」

(講師:下村副課長)

水質汚濁防止法等の改正経緯

わが国における水質関連法令の歴史は古く、工場排水が漁場に被害を及ぼしたことに怒った漁師が実力行動を起こした本州製紙事件(1956年)を機に制定された旧水質2法にさかのぼります。その後、水俣病などの公害や生活排水による水質汚濁への対応のため、水質環境基準、水質汚濁防止法等が逐次、制定、改正されて現在の規制体系に至っています。

水質関連法令の規制の概要

工場及び事業場の水質規制のため、水質汚濁防止法(水濁法)では約300種類の特定施設が、京都府環境を守り育てる条例(府環境条例)では、別に約50種類の特定施設が定められ、特定施設を有する事業場のすべての排出口に規制が適用されています。特定施設の設置、変更等には、それぞれに届出や許可申請が必要です。

(詳しくは次のURLを参考に最寄りの保健所にお尋ね下さい。
<http://www.env.go.jp/water/law/contact.html>)

排水基準には、環境省令で定める一律基準(有害物質27項目とpH、BODなど15項目)と京都府条例で定める上乗せ基準(水域ごとの基準強化、適用条件[排水規模要件]の拡大、規制項目と負荷量基準の追加)があります(①)。

さらに、水濁法と府環境条例で有害物質を含む特定地下浸透水の浸透禁止等も定められています(②)。

また、瀬戸内海流域の一定規模以上の事業場には、瀬戸内海環境保全特別措置法で別途、COD、窒素、リンの汚濁負荷量の排出基準(総量規制基準)が定められています(③)。(①、②は全ての工場・事業場、③は瀬戸内法対象地域に所在する工場・事業場が対象。)

効果的な公害防止取組促進方策検討会

時代の変遷とともに、公害防止業務を取り巻く社会状況も変化中、一部の大企業で測定データの改ざん等の不適正事案が発生したため、事業者や自治体の効果的な公害防止の取組みを促進する方策等も検討されています。

土壌汚染対策法の概要

土壌汚染対策法では、有害物質使用特定施設の使用廃止時や土壌汚染による健康被害のおそれがある場合には調査を行い(実施猶予の例外規定があります。)、その結果基準不適合が判明

した場合は区域を指定・公示することで健康被害を未然に防ぎます。また、土壌汚染に起因する健康被害が発生するおそれがある場合には、汚染の除去等の措置命令がなされます。指定区域の土地の形質変更に関しては、有害物質の拡散防止のため、事前の届出が必要で、基準不適合の場合には、計画変更を命じられる規定があります。

土壌汚染対策法改正のポイント

2009年4月に土壌汚染対策法は改正されました。改正の主要なポイントは以下のとおりです。

- ・土壌の汚染状況の把握のため、一定要件の土地の形質変更時に都道府県知事が調査命令ができる。
- ・自主的な調査で汚染が判明した場合、所有者等の申請で土地を規制対象区域に指定することができる。
- ・特定有害物質汚染の指定区域を要措置区域と形質変更時届出区域に分類し、措置義務を明確化。
- ・汚染土壌の搬出時の規制を明確化。

「産業廃棄物処理に関する法制度の動向について」

(講師:笠原主査)

1 中央環境審議会における現行制度の見直し

廃棄物処理法は平成9年の改正から10年が経過していることなどから、国では中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物処理制度専門委員会において制度の見直しの検討が進められています。「排出事業者責任の強化・徹底」「廃棄物処理業の許可制度の整備と優良化の推進」などのテーマを主要論点として進められており、今後の動向が注目されるところです。今日は去る9月15日に行われた第10回廃棄物処理制度専門委員会で示された報告書(案)の概要についてご紹介します。

(1)産業廃棄物をめぐる現状

廃棄物排出量として、一般廃棄物が2000年度をピークに減少傾向にあるのに比べ、産業廃棄物(産廃)は1990年度以降ほぼ横ばいの状況となっています。再生利用率が上昇傾向(1990年度38%→2006年度51.4%)にあることもあり、最終処分量は減少傾向にあります。その結果、最終処分場の残余年数は上昇傾向(1993年度2.5年→2006年度7.7年)が見られますが、依然予断を許さない状況です。

不法投棄の状況としては、投案件数、投棄量ともに減少してきているものの、その撲滅には至っておらず、今なお過剰保管をはじめとした不適正処理は多く発生している状況です。

次に排出事業者に関係のありそうな制度の見直しの方向性に

ついて見ていきましょう。

(2) 排出事業者責任の強化・徹底

上記報告書(案)によると、適正な自ら処理の確保のため、許可施設以外で処理を行う排出事業者にも帳簿の対象となる範囲を明確にした上で帳簿の作成及び保存を求めるべきとされているほか、排出事業者自らが廃棄物を排出事業所から搬出して保管するなど一定の場合には届出制等を設けて都道府県が把握すべきであるとしています。また、マニフェスト制度についても、その運用を確実にするための補完的施策の追加の必要性を示すなどしています。さらに、建設系産業廃棄物については、元請け業者を一律に排出事業者とするなど排出業者に該当する者が明らかになるようにするべきであるとしています。

(3) 多量排出事業者処理計画制度の充実について

上記報告書(案)では、現行の多量排出事業者処理計画制度では住民への情報提供・各計画の評価が不十分であり、公表・評価の徹底等のより一層の制度の充実を図ることが必要であるとしているなどのほか、制度の実効性を確保することが必要だとしています。

(4) 地方自治体の運用と施策について

地方自治体では廃棄物処理法の運用をめぐって、住民同意や域外廃棄物の流入規制など独自施策の運用が行われる事例がありますが、上記報告書(案)では、これら独自施策はそれぞれ問題を含んでいる一方、産廃の事務が地方自治法改正により地方自治体の事務とされている以上、これらの問題を一朝一夕に解決することは困難であるが、国はそれぞれの地方自治体独自の住民同意や流入規制の対策についてその内容及び運用を継続的に把握し、地方自治体と対話し改善を働きかけていくことが必要と考えられるとしています。

2 京都府の独自施策

京都府では国の法令に基づく規制のほか、「産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」「硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例」などの条例や「ゼロエミッションアドバイザー派遣制度」といった独自制度を設けるなど廃棄物の適正処理施策を進めています。引き続き御理解と御協力をお願いします。

【大気関連規制法令のポイント】

(講師:五十嵐副課長)

大気汚染防止法の体系(ばい煙、一般粉じん、特定粉じん)

大気汚染防止法(大防法)のばい煙規制については、濃度基準(ばいじん、NOx)と地域ごとに定めるK値(SOx)とで規制するほか、SOxに関しては自治体が定める燃料規制により規制する仕組みとなっています。排出量や排出濃度で規制されるばい煙発生施設とは異なり、粉じん発生施設では施設の種類ごとに定められた構造・使用・管理基準で規制されており、法の組立てが異なっています。これらの施設に加え、特定粉じん[アスベスト]排出等作業や揮発性有機化合物排出施設、そしてそれら特定施設、排出施設とは別に定められている府環境条例の特定施設の設置等には届出が必要ですので、既出のURLを参考に最寄りの

保健所にお尋ね下さい。

大気汚染防止法の体系(緊急時)

大防法ではばい煙全般について緊急時の措置が規定されていますが、京都府における実績ではオキシダント(いわゆる光化学スモッグ注意報)のみが措置対象となっています。大陸発生源に由来する「越境汚染」の影響は、京都府では概ね春の大陸から日本に風が吹きやすい5月頃に限られ、真夏の時期の発生については、あまり関与していないと考えられています。

大気の常時監視については、京都市内を含む府内34の測定局で測定しています。光化学スモッグ注意報発令時は、大防法、環境庁通知、府の光化学反応による大気汚染緊急時対策要綱の規定に基づき、20%の排出量の減少に協力を求めています。

よくある質問

大防法の問い合わせとしてよく尋ねられるのが規制対象への該当有無に関するもので、中でもガスボイラーの排出規模要件に関するものの頻度が高くなっています。判断のポイントは、ガス→重油換算の係数ですが、環境庁通知(昭和46年環大企5号)により「重油10リットル=ガス16m³」であるので、例えば燃料にガス(60m³/h)を用いるボイラーなら、重油換算で一時間当たり50リットルの規制対象要件を下回り、届出不要となります。

NOx・PM法・流入規制に関するもので「京都府に流入規制はあるのか」というご質問もよく尋ねられます。環境基準が達成出来ていない首都圏や大阪・兵庫圏などで実施される規制で環境基準を満足している現在のところ、京都府においてはありません。

揮発性有機化合物(VOC)

大気中の浮遊粒子状物質(SPM)や光化学オキシダントの生成を抑制するため、2006年4月からVOCの排出抑制制度が始まり、2010年3月に既設排出施設の適用猶予が満了して、排出基準の適用が始まります。大防法のVOC規制では、VOCの大気への排出に大きな割合を占める固定発生源が対象となっており、具体的には、塗装ブースなど6種類の施設が揮発性有機化合物排出施設とされ、届出等の義務が課されています。また、国などでは排出量削減のための事業者の自主的な取組みを促す表彰制度やアドバイザー制度などの施策も講じられています。

微小粒子状物質(PM_{2.5})

呼吸器疾患、循環器疾患など健康影響を及ぼすPM_{2.5}については、2009年9月に環境基準が告示されたところです。

基準は長期と短期の暴露影響を考慮して、年平均値(15μg/m³以下)と日平均値(35μg/m³以下)が定められ、米国環境保護庁(EPA)と同じ値です。測定機器の認定はEPAのFEMに準じたものが採用されているのが特徴です。今後、どのような発生源対策の検討が求められるのか、EPAに準じるのか、独自のものになるのか中環審での審議など国の動向が注目されるところです。